

認証機関の事情による認証機関の変更について

AFC インターナショナル株式会社(以下、「AFCI 社」という。)は 2022 年 2 月 25 日付で公益財団法人日本適合性認定協会(以下、「JAB」という。)の認定が取消となりました。この取消しにより、AFCI 社により認証を受けた農場・団体の皆様は、認証を継続するためには認証機関の変更が必要となります。

認証機関の事情により認証機関を変更する場合は、ASIAGAP 及び JGAP 総合規則 8.8(2)「認証機関の変更 認証機関の事情により変更する場合」の適用を受けることになります。

さらに、通知「22JGF40 公益財団法人日本適合性認定協会により認定された機関が認定取消となった場合の措置について」の適用も併せて受けます。

そのため、AFCI 社は維持・更新審査を認定取消日より起算して6カ月を超えない期間(2022年8月25日)で行うこととなります。

なお今回の認定取消しの場合に限り、認証機関の変更に関する事務手続きの簡素化を目的として ASIAGAP 及び JGAP 総合規則 8.8(2)の取扱いを、下記のとおりとします。

記

1. 維持審査(移行審査)

暫定措置として、以下の対応とします。

認証農場・団体は、新たな認証機関に対して、前回の審査書類(認証書及び審査報告書一式)を提出することで、前回の審査書類を勘案した維持審査を受けることができます。

ただし、認証農場・団体から、新たな認証機関に対して上記書類が提出されない場合は、維持審査として、下記 2.更新審査と同様の審査を受けることとなります。

なお、維持審査のタイミングで新しい認証機関に移転する場合も、認証サイクルは変わらないものとします。

2. 更新審査

総合規則のとおりとします。

認証農場・団体は、新たな認証機関に対して前回の審査書類の提出を必須としませんが、認証書の提出は必要となります。

(参照)

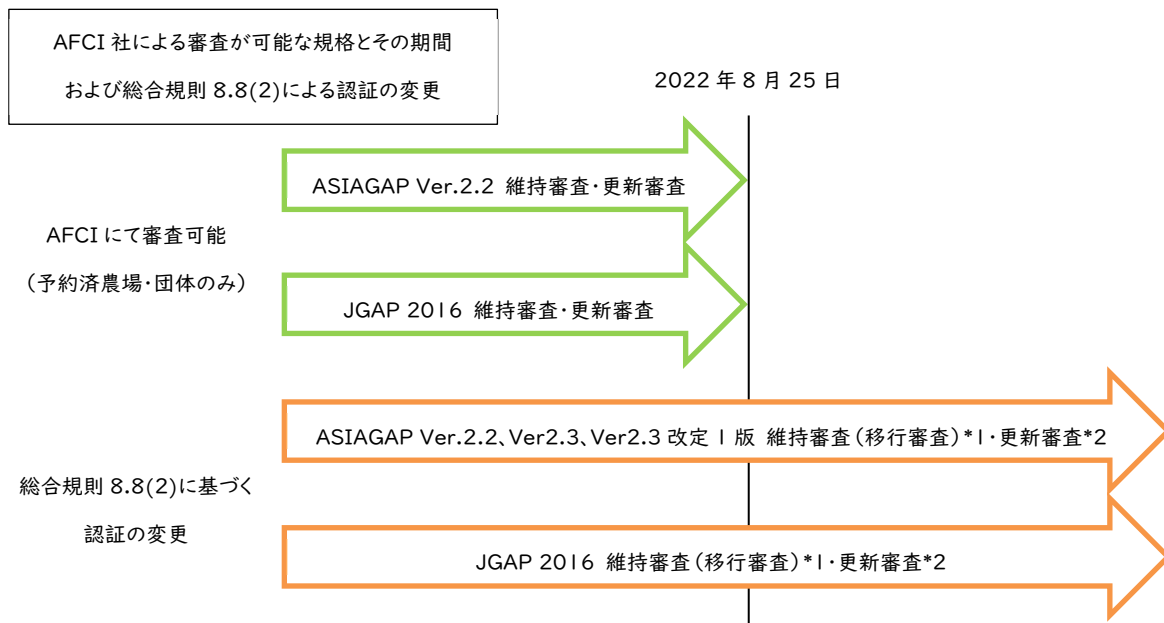
ASIAGAP/JGAP 総合規則 8.8

(2)(審査・)認証機関の事情により変更する場合

(審査・)認証機関が認定の返上、認定の縮小など、(審査・)認証機関の事情により農場・団体が(審査・)認証機関を変更する場合、取得した認証は有効期限まで継続する。維持審査を受けていない場合、新たな(審査・)認証機関が維持審査に該当する移行審査を行い、認証を維持することができる。この場合、変更前の(審査・)認証機関は日本 GAP 協会に当該農場の認証書及び不適合項目一覧を含む審査報告書類一式(次回審査への申し送り事項を含む)の写しを提出しなければならない。変更後の(審査・)認証機関は日本 GAP 協会から前述の審査報告書類一式を受け取り、移行審査の資料としなければならない。なお、(審査・)認証機関が認定取消しとなった場合、当該(審査・)認証機関より認証を得ていた農場・団体は日本 GAP 協会の指示に従う。

※JGAP では「認証機関」を「審査・認証機関」としています。

※維持審査のタイミングで認証機関を変更する場合、審査報告書類一式は変更前認証機関から日本 GAP 協会へ渡され、その後、日本 GAP 協会が変更後認証機関へ渡すこととしています。



*1 1.維持審査(移行審査):審査書類を新しい認証機関に提出することにより、過去の審査実績を勘案した審査が可能。

審査書類の提出は必須ではありませんが、認証書は必要となります。

*2 2.更新審査:審査書類の提出は必須ではありませんが、認証書は必要となります。

以上